

大船渡市復興推進計画

平成 29 年 1 月 5 日

岩手県大船渡市

1 計画の区域

大船渡市全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本沿岸地域に甚大な被害をもたらし、本市においても、死者・行方不明者をあわせた人的被害は 419 人、建物被害は 5,582 世帯（全壊：2,791、大規模半壊：430、半壊：717、一部損壊：1,644）、産業・公共施設を含む物的被害額が約 1,077 億円に上り、食料品製造業についても、約 9 割の事業者が、全壊・半壊の被害を受け、産業機能が著しく低下し、地域経済に甚大な被害が生じた。

このような中、本市としては、地域経済の再建に向けて地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化と雇用の維持・創出が急務であることから、中核的産業を担う立地企業の体力強化に資する支援を実施することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用継続及び新規雇用創出を図るため、本市の中核的産業である食料品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地するさいとう製菓株式会社（以下「対象事業者」という。）が、大船渡市大船渡町において、ファクトリーショップを整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、本市の製造業における従業員数で約 62.1%（上位 1 番目の業種）を占める本市の中核的産業である。また、対象事業者の従業員数は本市の食料品製造業において約 13.3%（事業完了後 210 人）を占め、本事業により 5 名の新規雇用を予定しており、本市の製造業に果たす役割として中核的な位置付けにあるものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社東北銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、「大船渡市復興計画」において、「観光産業の早期再建」、「地域資源や地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化」等を施策として掲げ、既存企業の再生や地場産業の連携、新たな分野での起業等に向けた支援に取り組んでいる。

このような中、対象事業者の実施するファクトリーショップへの設備投資は、既存商品の販売・増産体制構築や、商品の安定供給を実現することにより地域経済の活性化と5名の新規雇用に創出するものである。

このように、対象事業者がファクトリーショップを設立する事業は、計画の目標にある「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、大船渡市、大船渡商工会議所、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社東北銀行、対象事業者を構成員とする大船渡市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。